

第48回少年の主張岐阜県大会開催要綱

～わたしの主張2026～

1 趣 旨

少子高齢化、国際化、情報化が急速に進み、環境が目まぐるしく変化する現代社会において、次代を担う子どもたちには、心身ともに健康で他者を思いやる心を持ち、社会的に自立していける、健やかな成長が求められています。

そのためには、広い視野と柔軟な発想や創造性などと共に、物事を論理的に考える力や、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付けることが大切です。

少年の主張岐阜県大会は、子どもたちにとって、これらの契機となることを願い実施するものです。

2 開催日時 令和8年8月3日（月）13:00～16:30

予備日：映像による審査 令和8年8月5日（水）（会場：岐阜県庁 2003 会議室）

3 開催場所 下呂交流会館 泉ホール

〒509-2202 下呂市森 2270 番地 3

Tel 0576-25-5000 FAX 0576-25-5008

4 対 象 岐阜県在住の中学生及びそれに相応する学籍又は年齢にある者。

※国籍は問わないが、日本語で発表できること。

5 主 催 岐阜県

公益社団法人岐阜県青少年育成県民会議

独立行政法人国立青少年教育振興機構

6 共 催 下呂市 下呂市教育委員会 下呂市青少年育成市民会議

7 後 援 岐阜県教育委員会 岐阜新聞社、岐阜放送

8 主張発表者(出場者)・発表内容

(1) 各市町村は、発表大会又は選考会により、代表者を各圏域で組織された選考委員会へ推薦する。

(2) 各圏域の選考委員会は、各市町村から推薦された者を発表原稿及び音声又は映像により審査し、成績優秀者を下表に従い岐阜県青少年育成県民会議へ推薦する。

圏域・開催地	岐阜圏域	西濃圏域	中濃圏域	東濃圏域	飛騨圏域	開催地	計
推薦者定数	5名	3名	3名	3名	2名	1名	17名

(3) 発表内容

ア 社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案など。

イ 家庭、学校生活、社会（地域活動）及び身の回りや友だちとの関わりなど。

ウ テレビや新聞などで報道されている少年の問題行動、大人や社会の様々な出来事に対する意見や感想、提言など。

上記のような内容で、心からの思い、考えたことや感銘を受けたことなどを、少年らしい自由でユニークに、飾り気のない言葉でまとめたもの。

また、商業的な固有名詞の使用は極力避けるようにしてください。

（悪い例：〇〇県にある〇〇旅館 良い例：〇〇県にある旅館 など。）

なお、作品は未発表、自作のものに限り、推敲も含めて生成AIを利用してはなりません。

(4) 発表時間 5分程度（A4判 400字詰原稿用紙 4枚程度・縦書き）

できる限り4分30秒から5分30秒の間に収まるようにしてください。

（時間に達しない、あるいは時間を超える場合は審査に加味されることがあります。）

9 提出物について

県大会出場者（在籍校）は、（１）（２）（３）（４）（５）を以下の手順でメール送信する。

（１）（２）（３）（４）について

【県大会出場者（在籍校）】→各圏域の選考委員会へ提出する。

締切 令和８年７月１０日（金）

【各圏域の選考委員会】→岐阜県青少年育成県民会議事務局へ提出する。

締切 令和８年７月１４日（火）

（５）について

【各圏域の選考委員会】→岐阜県青少年育成県民会議事務局へ提出する。

締切 令和８年７月２１日（火）

（１） 個人票（別紙１）・・・校長印を押印されたものを PDF にして送付する。

（２） 承諾書（別紙２）・・・自署したものを PDF にして送付する。

（３） 発表原稿・・・デジタルで作成された①と②の形式とする。

＜様式＞デジタル発表原稿：ワード ①A４横 マス目付き原稿用紙（黒枠）20×20

②A４縦 横書き 10.5P 四方余白 20mm

※学年や、本文中に使用する数字は算用数字で統一する。

（４） デジタル顔写真

令和８年４月以降にデジタルカメラで撮影したもの……１枚

上半身・無帽・明色、背景は白で正面を向いたもの。

写真の画素数はプリントに支障のない 400 万画素数以上でフラッシュを使用して撮

影する。白黒・カラーどちらでも可。データ名には学年氏名を入力する。

※デジタル顔写真及びデジタル発表原稿は、要約筆記や報道用サマリー、記録集掲載に用います。

※選考委員会から岐阜県青少年育成県民会議への提出先

メールアドレス：g-ikusei@ip.mirai.ne.jp

※県大会で知事賞に選出された場合、県大会出場者（在籍校）は、速やかに本人自筆の発表原稿を選考委員会に提出し、選考委員会は、岐阜県青少年育成県民会議へ送付すること。

（５） 発表者の映像（予備日：映像審査） 提出物について（詳細）の注意点を確認すること。

10 表 彰

県大会の審査委員会で審査の上、岐阜県知事賞、岐阜県青少年育成県民会議会長賞、岐阜県教育委員会賞、岐阜新聞社・岐阜放送賞各１名及び優秀賞１３名を選考し、賞状と記念品を贈る。

11 審査基準

下表のような論旨、論調、総合の３区分で採点する。

区 分	審 査 の ポ イ ン ト
論 旨 (内 容)	1 鋭い感性で新鮮な主張であるか 2 新しい情報や視点があるか 3 個人の体験にとどまらず、一般性や社会性があるか 4 提案や提言を実現・実践する意欲が感じられるか 5 論旨が一貫し、構成がしっかりしているか
論 調 (話 術)	1 主張の内容が共感と感銘を与えているか 2 説得力のある話し方であるか 3 話しぶりに熱意と迫力があるか
総 合 (態 度)	1 落ち着いて話していたか 2 聞く人に強い刺激や印象を与えていたか

12 その他

（１）岐阜県知事賞受賞者１名を全国５ブロックのうちの中部・近畿ブロック代表候補として、独立行政法人国立青少年教育振興機構に推薦する。中部・近畿ブロックからは発表原稿及び録音によって３名の代表者が選考され、全国大会では１２名の者が発表する。

（２）県大会出場者の作品の出版権は、岐阜県青少年育成県民会議に帰属する。

（３）県大会当日のプログラム、記録集には、本人の顔写真と氏名、学校名等を掲載する。

（４）県大会実施後に作成する記録集には、当日の実施風景をはじめ、県大会出場者の全作品、本人の顔写真と本人の氏名及び学校名等を公開するとともに、関係機関に配付する。

※県大会の審査結果については、本人の氏名及び学校名等を WEB 上でも公開する。